

職員の懲戒処分について

1 審議した会議（開催日）

令和2年度5月定例教育委員会（令和2年5月21日）

2 教職員の処分案の概要

教職員課長から、次のとおり懲戒処分とする案の説明があった。

- ① 令和元年6月29日（土）、宮崎市内で普通乗用自動車を運転中、安全確認が不十分なまま路地に入ろうとし、通行人を転倒させる事故を起こし、相手に加療約1か月間の怪我を負わせた、宮崎市の中学校教諭の戒告
- ② 令和元年11月8日（金）、宮崎市内で普通乗用自動車を運転中、安全確認が不十分なまま右折し、通行人を転倒させる事故を起こし、相手に加療約3か月間の怪我を負わせた、宮崎市の小学校教諭の減給10分の1（1月）

3 委員からの意見等

- ・ 委員から、被害者の怪我の程度について質問があり、教職員課長が説明した。
- ・ 委員から、事故を起こした本人の様子について質問があり、教職員課長が説明した。

4 審議結果

審議の結果、原案のとおり決定した。